

食品ロス削減推進会議 御中

令和元年 12 月 16 日  
 一般社団法人全国フードバンク推進協議会  
 代表理事 米山恵子

## 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（素案）に対する要望

日本国内における食品ロス削減を推進するために、基本方針（素案）の策定に対して以下の通り要望いたします。

### 1. 国内フードバンク団体の共通課題

共通課題	共通課題の解決に資する項目の基本方針（素案）への記載
(1) 運営費の不足	未記載
(2) インフラ整備（事務所・倉庫・配送用車両等）	未記載
(3) 人手不足	未記載
(4) ノウハウの不足	未記載
(5) 食品寄贈に伴う法的リスク	Ⅱ- 2 - (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等
(6) 認知度不足	Ⅱ- 2 - (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等
(7) 行政との連携不足	Ⅲ- 1 - (2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

### 2. 基本方針（素案）に対する要望項目

#### (1) フードバンク団体の基盤強化への支援

国内フードバンクの共通課題である、(1) 運営費の不足、(2) インフラ整備（事務所・倉庫・配送用車両等）、(3) 人手不足、(4) ノウハウの不足を解決するために、「フードバンク団体の基盤強化への支援」を基本方針に記載してください。

◆理由

- ① 全米最大の食料支援団体である、フィーディング・アメリカの活動による食品ロス削減量は158万トン（35億ポンド）である。
- ② フィーディング・アメリカの食品ロス削減量は、2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという、日本国内の目標達成に必要な削減量（2016年度基準で事業系食品ロスが79万トン、家庭系食品ロスが75万トン、合計154万トン）を上回っている。（表1）

表1 食品ロス発生量の推移と削減目標値 （単位：万トン）

	2000年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	削減目標値	目標達成に必要な削減量
事業系食品ロス	547	331	330	339	357	352	273	79
家庭系食品ロス	433	312	302	282	289	291	216	75
合計		642	632	621	646	643		154

出所：関東農政局「新たな発生抑制目標値の公示等について」（2019）及び、環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」（2018）、環境省「食品廃棄等の利用状況等」のデータを元に弊会作成

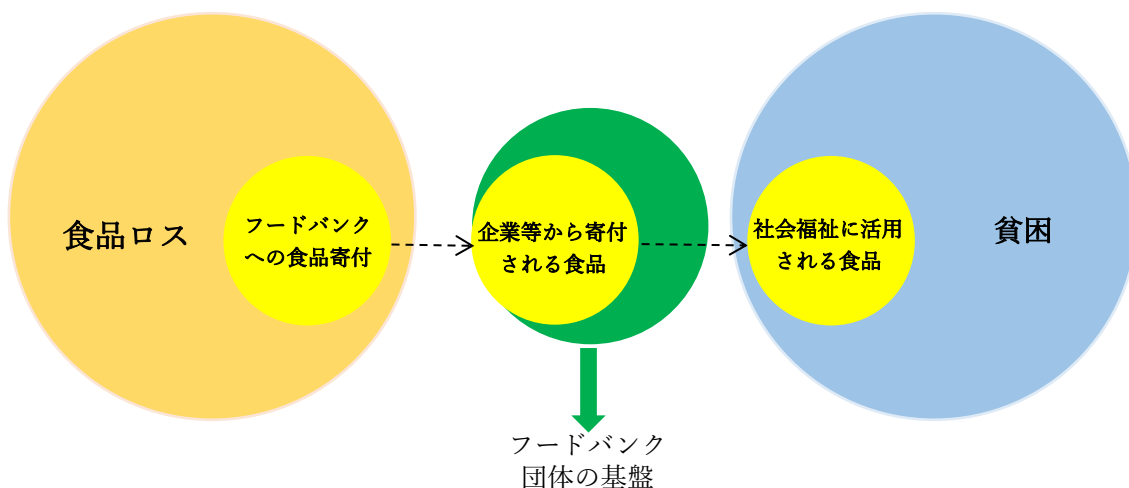
注：四捨五入の関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。また、2000年度の家庭系食品ロス発生量は暫定値であり、今後変更される可能性がある

- ③ フードバンク活動は、企業や個人から無償で寄付していただいた食品を、無償で福祉施設や困窮世帯に提供するという活動のため、活動そのものから収益を得ることができない。
- ④ 現在、110団体を超えるフードバンクが国内で活動しているが、多くの団体は十分な事業費が確保できず、食品の保管や配布にかかる倉庫や人手も不足しており、大量の食品の受け入や配布ができていない。
- ⑤ アメリカのように、フードバンク団体が食品ロス削減に貢献するためには、フードバンク団体の基盤強化への支援（活動に必要な人件費への補助、インフラ整備（事務所・倉庫・配送車両等）、研修、コンサルティング等）が必要である。
- ⑥ また、フードバンク活動の効果的な事業実施や基盤強化のあり方を検証するために、モデル事業の実施による調査・研究等も考えられる。

【補足1】フードバンク団体の基盤と食品ロスの削減量との関係性

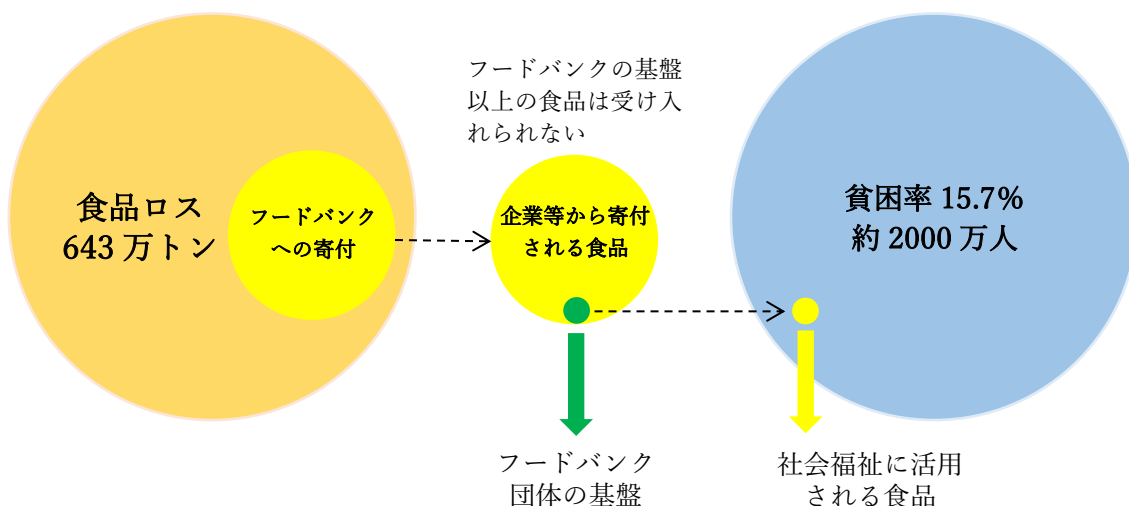
- ・ アメリカでは、企業や一般家庭から提供される食品より、フードバンク団体の基盤（保管、運搬、配布能力）が上回っている。結果として 158 万トンの食品ロスの削減、4600 万人への食料支援が可能になっている。（図 1）

図 1 アメリカにおける食品寄付とフードバンクの基盤との関係



- ・ 日本国内で企業や一般家庭から寄付される食品が増えたとしても、フードバンク団体の基盤（保管、運搬、配布能力）を上回る量の食品ロスを、削減することはできない。（図 2）

図 2 日本における食品寄付とフードバンクの基盤との関係



- ・ フードバンク活動を通して削減される食品ロスの量は、フードバンク団体の基盤（保管、運搬、配布能力）に依存する。そのため、食品ロスの削減と寄付食品の福祉的活用の拡大には、フードバンク団体の基盤強化が必要である。

## (2) 地方公共団体が行うフードバンク団体への支援施策の明確化

地方公共団体が、フードバンク活動を支援するために必要な施策を実施することができるよう、具体的な支援施策を基本方針に記載してください。

### ◆理由

- ① 基本方針（素案）には、地方公共団体がフードバンク活動に対して行う支援施策の具体例が記載されていない。
- ② 地方公共団体が行うフードバンク活動への支援策を、フードバンク活動の課題や効果的な事業実施の方法に関する知見のない、地方公共団体が考えることは困難である。
- ③ 基本方針を踏まえて、今後地方公共団体が食品ロス削減推進計画を策定することとなっている。そのため、地方公共団体からフードバンク活動への支援を推進するためには、基本方針にフードバンクへの支援施策を具体的に記載する必要がある。
- ④ 地方公共団体が、フードバンク活動に対して行う支援施策の具体例と効果は、以下の通りである。

支援施策の具体例	効果
地方公共団体が保有する遊休施設の無償貸与	フードバンク団体の食品取扱量の増加
フードバンク活動への補助・事業委託（財源は、国庫補助などの特定財源が考えられる）	フードバンク団体の基盤強化
行政の信頼性を活かして、行政から企業に対してフードバンク活動への支援を要請	事業系食品ロスの削減
防災備蓄食品の提供	行政からの食品ロスの削減
食のセーフティネット事業（行政とフードバンクの連携による困窮世帯への食料支援事業）における、福祉分野での連携（福祉課、教育委員会、保育園・小・中・高校等）	配布先の拡大、生活困窮世帯への支援
フードドライブの協力依頼（拠点・広報）	周知啓発、家庭系食品ロスの削減

## 【補足2】食品ロス削減推進法における関連条項と基本方針（素案）

### 食品ロス削減推進法 第19条 未利用食品等を提供するための活動の支援等

国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○基本方針（素案）P8、II-2-(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等  
関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング、フードドライブの推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体が、民間の団体が行うフードバンク活動を支援するため、以下の項目を基本方針に記載してください。

- ①フードバンク団体の基盤強化への支援
- ②地方公共団体が行うフードバンク団体への具体的な支援策

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

○基本方針（素案）P8、II-2-(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等  
食品の提供等に伴う責任のあり方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。